

イタリアにおける国家とカトリック教会

田近 肇 (岡山大学)

はじめに

- 一 歴史的背景
 - 二 国家の非宗教性原理
 - 三 聖職者の扶持
 - 四 公立学校における宗教教育
- おわりに

はじめに

イタリアでは、20年前までカトリック国教制が採られてきたが、1984年の政教協約により国教制が廃止され、憲法裁判所は、国家の非宗教性 (laicità) は憲法の最高原理の1つであると述べている。しかし、現在でも、イタリア政教関係は「三段階の制度として示される。頂点には、カトリック教会が存在し、[.....] 特権的な地位を享受している。国家と協定を結んだ宗派が中位を占める。[.....] 最下位に存するのは、[比較的最近になってイタリアに根付いた] 諸宗派である」¹⁾ という説明がなされ、カトリック教会とその他の宗派の間には、憲法レベルないし原理的なレベルでの位置付けにおいても²⁾、各種の法令によって形作られる具体的な宗教法制のレベルでも格差があることが指摘されている³⁾。つまり、憲法裁判所のいう国家の非宗教性原理にかかわらず、カトリック教会は、わが国の研究者の目には、「特権」を享受しているように映るのである。

本報告は、聖職者扶持の問題と公立学校における宗教教育の問題を例に⁴⁾、イタリアでは、具体的にどのような制度が採られており、上記の国家の非宗教

性原理との関係がどのように理解されているのかを検討することを目的とする。そのため、本報告は、まずイタリア政教関係の歴史的背景を概観し（一）、イタリア法における非宗教性原理を検討したうえで（二）、最後に聖職者扶持の問題と公立学校における宗教教育の問題について論ずることとする（三および四）。

一 歴史的背景

（1）反教権主義の時代

イタリアにおける政教関係の歴史についてどこから叙述を始めるべきかは問題であるが、本報告の関心からはさしあたり、イタリア立憲主義の出発点とされる1848年3月4日のサルデーニャ王国基本憲章（アルベルト憲章）から始めれば、十分であろう。アルベルト憲章は、その第1条において、「使徒伝承のローマのカトリック教は、国の唯一の宗教である。既存の他の宗派は、法律に従って寛容に取り扱う」と、カトリック国教制を定めていた。しかし、現実には、当時最大の政治的課題であったイタリア統一国家の形成は、必然的に教皇の世俗的権力（とりわけ教皇領）を破壊することを意味していたのであって、そのために一連の自由主義的ないし反教権主義的な政策が行なわれている。これらの政策は、要するに、カトリック教会から世俗的な権力を取り上げ、その活動を霊的任務にかかわる活動のみに封じ込めようとするものであった。イタリアの統一は、1870年9月20日、イタリア軍がローマを占領することで完成したが、教皇の世俗的権力の喪失という現実を前に、「カトリック教会とイタリア統一国家との関係を一方的に規律する政治的必要」⁵⁾から制定されたのが、「教皇と聖座の特権及び国家と教会との関係に関する1871年5月13日法律第214号」（教皇保障法）である。国家の側は、これによって懸案の「ローマ問題」は解決されたとの立場をとったが、教皇側はこの法律を受け入れず、国家とカトリック教会の対立は、世紀を超えて継続することとなった⁶⁾。

（2）非寛容型国教制の時代

このような前世紀以来の国家とカトリック教会との対立を解消するため、

ファシズム政権下のイタリアと聖座との間で締結されたのが、ラテラノ協定 (Patti lateranensi) である (1929年5月27日法律第810号によりイタリア国内で施行)。この協定は、イタリアと主権国家としてのバチカン市国との関係を主として定めた「聖座とイタリアとの間の1929年2月11日の政教条約」(ラテラノ条約 (Trattato lateranense))、イタリア国内におけるカトリック教会の取扱いについて定めた「聖座とイタリアとの間の1929年2月11日の政教協約」(ラテラノ協約 (Concordato lateranense)) および教会財産の取用に対する補償について定めた財務協定 (Convenzione finanziaria) という3つの取極めから成る。

ラテラノ協定は、国家にとっては、統一イタリア王国の憲章となっていたアルベルト憲章第1条に定めるカトリック国教制を具体化するという意味を有していた。この点、ラテラノ条約第1条第1項は、「イタリアは、使徒伝承のローマのカトリック教は国の唯一の宗教であるという、1848年3月4日の王国憲章第1条が確立した原則を承認し、確認する」と定めている。かくして、カトリック教会は、さまざまな自由が保障されることに加えて、教会法上の婚姻に対する国家法上の効力の承認 (協約第34条)、公立学校におけるカトリックの宗教教育の実施 (同第36条) などの特権が与えられることとなった。

他方で、カトリック以外の少数宗派については、ラテラノ協定の締結と同じ年に、「国家において認容された宗派の活動及びその祭司が挙式を主宰する婚姻に関する諸規定」(1929年6月24日法律第1159号。以下、「認容宗派法」と略す。) が制定されている。この認容宗派法は、本来、カトリック以外の宗派に対する「寛容」を定めたアルベルト憲章第1条第2項を具体化するものであったが、現実には、少数宗派の宗教活動を著しく制限する形で運用された。

それゆえ、この時期のイタリア政教関係は、国教制の中でも、国家がある一つの宗教を公認して、それ以外の信仰を抑圧する非寛容型の国教制であったと評することができよう。

(3) 寛容型国教制の時代

その後、イタリアでは、ファシズム政権の崩壊 (1943年7月25日) と政体

(共和制か王制か) 決定のための人民投票 (1946年6月2日) を経て、1947年12月22日に、現行のイタリア共和国憲法が制定されている。

新憲法は、第7条において、「国家とカトリック教会は、各々その固有の領域において、独立かつ最高 (sovrano) である。両者の関係は、ラテラノ協定により規律する。この協定の改正は、両当事者が承認するときは、憲法改正の必要を要としない」と、明示的にラテラノ協定に言及して、国家とカトリック教会の関係は引き続きラテラノ協定の規律に従う旨を定めている。

このように、ラテラノ条約の定めるカトリック国教制は、新憲法下でも維持されることとなった。しかし、新憲法がカトリック以外の宗派の信者に対しても信教の自由を保障している以上 (第8条および第19条)、ファシズム期の非寛容型国教制をそのままの形で維持しえないことは明らかであって、新憲法下での国教制は、寛容型国教制へと姿を変えざるをえなかった。

実際、ファシズム時代の少数宗派抑圧立法は、憲法裁判所の発足後、直ちにその合憲性が問題とされている。例えば、1957年3月18日判決第45号⁷⁾では、あらゆる礼拝施設外での集会について警察署長への通知義務を課していた公共治安法第25条の規定が部分的に違憲と判断され、1958年11月24日判決第59号⁸⁾では、認容宗派法施行令第1条が定める礼拝施設開設許可制および第2条が定める集会規制が違憲と判断されている⁹⁾。

(4) 国教制の廃止

イタリア政教関係は、1984年に、聖座との間でラテラノ協約に代わる新たな協約が締結され、また、ワルドー派との間で協定が締結されたことにより、大きな転機を迎えた。

「聖座とイタリアとの間の1984年2月18日協約」(ヴィッラ・マデーマ協約) は、「ラテラノ協約の改正」と位置付けられているが、その内容の面からは、まったく新しい協約だと言ってよい¹⁰⁾。注目すべきは、その附属議定書第1項が「カトリック教がイタリア国家の唯一の宗教であるという、ラテラノ協定で言及された原則は、爾後効力を有しないものとみなす」と定めていることである。これによって、アルベルト憲章以来なされてきた、カトリック教はイタリ

アの国教であるという定式は、公式には姿を消すこととなった。

ところで、憲法第8条第3項は、「カトリック以外の宗派と国家との関係は、双方の代表者の協定に基づき、法律により規律する」と規定し、少数宗派について、カトリック教会との協約制度に類似した協定制度を定めている。この規定は、憲法制定後、36年にわたって用いられることがなかった。しかし、カトリック教会との新たな協約の交渉と並行して、少数宗派であるワルドー派との間で協定締結の交渉が進められ、ヴィッラ・マダーマ協約の締結と同年に、「憲法第8条第3項を施行するための共和国とワルドー派との間の協定」（1984年2月21日協定（1984年8月11日法律第449号））が締結された¹¹⁾。これによって、国家との間で協定を結んだ宗派（*confessione con intesa*。以下、「協定宗派」と略す。）は、アルベルト憲章および認容宗派法の定式に従った「認容された宗派」という地位から解放されることとなった¹²⁾。

以上のような歴史的背景を踏まえて、次に、イタリア法における国家の非宗教性原理についてみていこう。

二 国家の非宗教性原理

(1) 憲法裁判所1989年4月12日判決第203号

イタリア共和国憲法は、フランス第5共和国憲法のように国家の非宗教性を定める条項を有しているわけではない。イタリアでは国家の非宗教性は、憲法裁判所の判例によって形成された原理であって、これを初めて憲法上の原理として承認したのが、1989年4月12日判決第203号である¹³⁾。本件は、ヴィッラ・マダーマ協約の施行法律である1985年3月25日法律第121号の合憲性が争われたものであって、具体的には、「大学以外の各種類と各段階の国公立学校において、カトリック教の教育を学校目的の枠内で引き続き保障」する同協約第9条第2項が、消極的な信仰の自由さらには宗教教育を受けない自由をも保障している憲法第19条、宗教を理由とする差別を禁止する憲法第3条、学校という社会組織において未成年者がその人格を自由に発展させることを保障する憲法第2条に反しないかどうか問題とされた。

ただ、憲法裁判所自身が国家の非宗教性原理について論じるところは決して

多くはない。曰く、「援用された〔憲法第2条、第3条および第19条の〕諸価値は、他の価値（憲法第7条、第8条および第20条）とともに国家の非宗教性という最高原理を形づくるのであって、この最高原理は、共和国憲法で示された国家形態の特質の1つである。憲法第2条、第3条、第7条、第8条、第19条および第20条から明らかになる非宗教性原理は、国家が宗教に対して無関心であることを意味するのではなく、宗派的・文化的多元主義の制度において国家が宗教的自由の保護を保障することを意味する」、と。そのうえで、憲法裁判所は、ヴィッラ・マダーマ協約の附属議定書が、カトリック国教制を再確認したラテラノ条約第1条について、もはや効力を有しないと定めていることを指摘して、「かくして、アルベルト憲章による宗派的選択は1984年協約の附属議定書において公式にも放棄され、イタリア共和国の非宗教的国家という性格は、双務的な関係においても再確認されている」と述べているにすぎない。

（2）「非宗教性」原理に対する批判

（イ）非宗教性原理がもちうる反教権主義的側面に対する批判

この判決は、当時、社会の側からは好意的な評価を受けたようであるが¹⁴⁾、しかし、学説からは、根強い批判がなされている。

第一の批判は、「非宗教性」の概念が有している——少なくともかつては有していた——自由主義的ないし反教権主義的な側面を指摘して、イタリア共和国憲法が定める「国家形態」について、「非宗教性」の語を用いることは適切ではないとするものである。例えば、ある論者は、次のように述べる。「『非宗教的』な国家に固有の特徴とは、カトリック教会とその他の宗派に対し、立法者が一方的に付与した自由によって、国家法秩序体の中で生活させるというものである。[.....] 国家は領土における唯一の主権的な法的実在とされるのであり、自由な市民社会に対しては、協約や取極めを介在させることなく、国家自身の定める規範および原理に従い、任意の宗派に加わること又はいかなる宗派にも加わらないことを認めるのである」¹⁵⁾、と。そのうえで、この論者は、カトリック教会をはじめとする諸宗派が国家に並立する秩序体（ordinamento）であることを前提に自由と多元性を承認するというのが現行イタリア憲法の立

場であると指摘して、「イタリア共和国は非宗教的な国家ではない」と批判するのである。

ただ、この批判は、非宗教性原理という歴史的な陰影を帯びた用語を使うことに対する批判であって、憲法裁判所が説く非宗教性原理の内容それ自体に対する批判ではない。というのは、今日、憲法裁判所が述べている非宗教性原理は、19世紀の自由主義が説いた非宗教性原理に対応するものでは決してないからである¹⁶⁾。憲法裁判所が説く非宗教性原理とは、国家がその内部に宗教的な共同体が存在することを承認し、それらの共同体に対して自由を承認すること、および、国家が自由を承認するときには宗教的に中立な立場から行なうべきことを要請する原理である¹⁷⁾。要するに、今日の非宗教性原理は、反教権主義ではなく、宗教的自由と国家の宗教的中立性を内容としているといえよう¹⁸⁾。それだけでなく、国家が各宗派（ないしこれに属する信者）の宗教上の必要に応えるため積極的な措置をとったとしても、それは非宗教性原理に反するものではないとされ、それゆえ、例えば、『『非宗教性』の原理は、希望者に対し公立学校でカトリック教の教育を提供するため、国家が聖座およびイタリアのカトリック教会と合意を結ぶことを禁止するものではない』とさえ説かれる¹⁹⁾。

(口) 宗派の平等の観点からの批判

しかし、このように理解された非宗教性原理に対しては、別の角度から第二の批判がなされる。すなわち、憲法裁判所の説く非宗教性原理は、宗派の平等（憲法第3条および第8条第1項）を軽視しているという批判である。憲法裁判所は、非宗教性原理の内容として、消極的な宗教的中立ではなく、各宗派に対する積極的な好意的態度を語るが、しかし、現実には国家内に存在する宗派のすべてが、国家の好意的態度に基づく利益を享受するわけではない。それゆえ、「一定の宗派にのみ有利な国家共同体の好意的態度は、自己に有利な規律を得るにふさわしい主体として承認されていない宗派に対し、受け入れがたい不利益な条件をもたらすことがある」²⁰⁾ という批判がなされることになる。確かに、例えば、公立学校における宗教教育は子どもを公立学校に通わせる両親の宗教上の必要に応えるためのものであって、それ自体としてはその両親あ

るいはその所属宗派の宗教的自由に対する好意的態度の表れとして評価しうるとしても、公立学校における宗教教育の実施を認められている宗派（カトリック教会およびその他の協定宗派）とこれが認められていない宗派とが存在するのだとすれば、「法律の前に等しく自由」な取扱いがなされているとはいえないという主張にも一定の説得力がある。

（八） 非宗教性原理の適用の不徹底に対する批判

最後に、憲法裁判所がいう非宗教性原理を受け入れつつも、憲法裁判所自身がこの原理の適用において徹底しておらず、また、現行宗教制度がこの原理に適合していないことに対して批判がなされることがある。ある論者は、「和やかな合意と協力の雰囲気の中でカトリック教会との関係を定めようとする制度」における国家の非宗教性の理念とは、要するに、世俗領域と宗教領域の区別を意味し、国家と教会とは互いの組織・活動を自己の目的のために利用してはならないということのみを要請すると理解しつつも²¹⁾、「カトリック教の諸原理がイタリア国民の歴史的財産の一部となっている」（ヴィッラ・マダーマ協約第9条第2項）がゆえにイタリア国民の歴史的財産の保護の一環として公立学校でカトリックの宗教教育を行なうという説明は「偽善にすぎない」と批判している²²⁾。

三 聖職者の扶持

（1） ヴィッラ・マダーマ協約以前の制度

ここで、聖職者扶持の制度とは、聖職者の生計維持を目的としてこれに財産的な権利・利益を付与する制度を意味する。聖職者の扶持は、本来、教会が行なうべき事柄であり、教会法によって規律されるべき問題であるが、イタリアでは、統一国家成立の当初から国家の関心の対象とされ、国家法による規律も行なわれてきた。この制度の変遷は、先に一で示したイタリア政教関係の歴史的な展開と軌を一にしている。すなわち、イタリアにおける聖職者扶持の制度は、反教権主義を背景に国家が教会の聖職者扶持に後見的に介入していた時期、国教制の下で生活保障手当てを国家が補充的に支給していた時期、およびヴィッラ・マダーマ協約により国教制の見直しがなされた現在とに分けて考え

ることができよう。

伝統的に、カトリック聖職者の扶持は、第一次的には聖職禄²³⁾からの収入によって行なわれてきた。聖職禄とは、それ自体として法人格を有する一種の財団であり、その所有する財産、信者からの献金、教区税金などから成り立つ(1917年教会法典第1409条および第1410条)。そして、「聖職禄受領者は、[.....] 聖職禄の利息から、自己に相応な生活費を自由に収益し、使用することができる」(同第1473条)ものとされていた。

ただ、このやり方では、聖職禄の財産の大きさによって聖職者の生活費に不平等が生じることから、実際には、聖職禄からの収入が国家法律で定められた最低限度を下回るときには、国家が「生活保障手当 (congrua)」を補充的に支給するということが行なわれた²⁴⁾。

もっとも、その実情は、以上の説明から想像されるどころとは、やや異なる。この生活保障手当での支給を行なっていたのは、1866年7月7日国王代行命令第3036号によって司法大臣²⁵⁾の指揮並びに監視委員会(その委員は、両議院および国王により任命される)の監察の下に設立された「礼拝基金(Fondo per il culto)」であるが²⁶⁾、一般に「教会財産破壊法律」とも呼ばれる同法は、この礼拝基金の基本財産として、かつての宗教金庫(Cassa ecclesiastica)²⁷⁾の財産のほか、修道院等から没収した財産をこれに繰り入れ、さらに同法でも廃止させられなかった教会法人(これには各種の聖職禄も含まれる)に対して協力分担金の支払い義務を課していた(第31条)。それゆえ、礼拝基金が聖職者の最低限度の生計維持のため補充的な支給を行なっていたと言っても、少なくとも19世紀の反教権主義の時代においては、それは、主として、教会から取り上げた財産を国家が再分配するという制度にすぎなかったのである²⁸⁾。

礼拝基金による生活保障手当での補充的支給という制度それ自体は、1929年のラテラノ協約でも維持された。この点、同協約第30条第3項は、「イタリア国家は、新たな合意によって異なる定めがなされない限り、聖職禄収入に相当する手当てをその実質価値を下回らない現行法所定の金額で支給することにより、聖職禄収入の不足を引き続き補うものとする」と定めている。しかし、ラ

テラノ協約以前の制度とラテラノ協約以後の制度とでは、その資金の点からみると、大きな違いがある。ラテラノ協約第29条第2項第h号は1866年国王代行命令第31条の協力分担金制度の廃止を規定していたから、礼拝基金による生活保障手当ての補充的支給は、以後、制度上もまさしく国家の負担により行なわれることとなったのである²⁹⁾。

(2) ヴィッラ・マダーマ協約による現行制度

しかしながら、聖職禄とそれに対する国家の補充的支給という制度は、ラテラノ協約の見直しと同時期に改められることとなった。1983年に公布された新教会法典は、「聖職禄の収入、更には可能な限り基本財産も、第1274条第1項所定の基金制度に漸進的に繰り入れられるべきものとする」(第1272条)と、旧来の聖職禄制度から、「教区のために奉仕する聖職者の生計維持を目的とするため、財産又は寄進を集めるための特別な制度」(第1274条第1項)へと移行させる旨を定めている。

その翌年に聖座とイタリア政府との間で締結されたヴィッラ・マダーマ協約は、聖職者の扶持の問題に直接に触れるところはない。ただ、その第7条第6項は、「教会法人及びその財産に係るあらゆる事項の規律並びにイタリア国家が負う財政上の責任の見直し及び教会法人の財産管理におけるイタリア国家の介入の見直し」を、規範作成のための同数委員会に委ねている。実際、この同数委員会は1984年に設置され、同年11月15日、この規定による規範として、国家と聖座との間で議定書が結ばれている³⁰⁾。

そして、この議定書の内容を国家の側で法律として定めたのが、「イタリアにおける教会法人及び教会財産並びに教区で奉仕するカトリック聖職者の扶持に関する諸規定」(1985年5月20日法律第222号)である。この法律に従い、今日、教区ごとに聖職者扶持機構 (istituto per il sostentamento del clero) が設立されている (同法第21条)。これらの教区聖職者扶持機構の基本財産は、かつての聖職禄財産である。この点につき、同法第28条第1項は、「名称を問わず、教区に存在する司教生計資産、祭式者会聖職禄、主任司祭禄又は助任司祭禄は、各扶持機構を設立する教区司教の命令により当然に消滅し、その財産

は、この扶持機構に適法に移転する」と定めている³¹⁾。

各教区の聖職者扶持機構は、「1987年1月1日から、定款に従い、イタリア司教協議会が定期的に定める方法で、教区のために奉仕を行う聖職者の生計及び尊厳を維持するための扶持を行う」ものとされている（同法第24条第1項）。すなわち、聖職者（例えば、教区司教）は、教会法人（例えば、教区）で司牧を務める場合、当該教会法人から自己の生計維持のための報酬を受ける権利を有する（同法第24条第3項）が、この報酬額が司教協議会の定める額に達しないときは、教区聖職者扶持機構から報酬の補填がなされる（同法第33条第a号および第34条第1項）。このように、今日、聖職者の扶持は、第一次的には、教区聖職者扶持機構がその財産収入から行なうべきものとされているのである（同法第35条第1項）。

但し、各教区の聖職者扶持機構は、聖職者の扶持を行なう上で、その財産からの収入だけでは十分でないときは、中央聖職者扶持機構に対し、必要な金額を請求することができる（同法第35条第2項）。中央聖職者扶持機構（Istituto centrale per il sostentamento del clero）は、教区聖職者扶持機構の資金を補完するため、司教協議会により設立される法人であって（同法第21条第3項および第22条）、設立行為の際に司教協議会から提供された金銭をその財産とするほか（中央聖職者扶持機構定款第4条）、①信者からの寄附金および、②個人所得税における用途指定分のうち、司教協議会が聖職者の扶持のために用いると決定した部分を、その主たる収入とする（同法第40条）。

①の寄附金は、カトリック教会の信者が中央聖職者扶持機構に対して任意に行なう寄附によるものであって、なんら特別なものではない。ただ、そのような寄附について1985年法律第46条が「自然人は、[.....] イタリアカトリック教会の聖職者扶持のための中央機構のために現金で行った寄附を、その総所得から1032.91ユーロまで控除することができる」と定めている点は、注目に値する。

②の個人所得税における用途指定分³²⁾とは、納税者が個人所得税の申告の際に、その0.8パーセントに当たる額について、「国家が直接に行う社会的利益又は人道的性格を有する目的」のため、または「カトリック教会が直接に行う

宗教的性格を有する目的」のために用いるべきことを選択することができるという制度（同法第47条第2項および第3項）に基づいてイタリア司教協議会に支払われる金銭をいう。納税者が「カトリック教会が直接に行う宗教的性格を有する目的」を選択した場合、カトリック教会は、分配された使途指定分を「国民の礼拝の必要、聖職者の扶持又は国民共同体若しくは第三世界諸国のための慈善措置のため」に用いることができるものとされ（同法第48条）、このうち司教協議会が聖職者の扶持に充てるべきと決定した金銭は中央聖職者扶持機構に移転する（同法第41条第2項）。

実際に、納税申告においてどれだけの納税者がこの使途指定制度を利用し、カトリック教会を選択しているのかについては、やや古い資料ではあるが、表1を参照されたい。1990年から1996年の間に、全納税者の70パーセント程度が使途指定制度を利用し、うち80パーセント以上（すなわち全納税者の約56パーセント）がカトリック教会を指定していることが分かる。表2は、使途指定制度によって現実にカトリック教会がどれだけの金額を受け取り、どれだけの金額を聖職者扶持のために用いたのかを示している³³⁾。この表からは、各年度について司教協議会は前払いを受けた金額の50パーセント強を聖職者扶持のために用いていることが分かる。

表1 使途指定制度における納税者の選択割合

年度	選択をした納税者の割合	国家	カトリック教会	ワルドー派	セブンスデー・アドベンチスト	神の集会
1990	56.7	22.31	76.17		0.95	0.57
1991	58.6	16.70	81.42		1.30	0.58
1992	69	13.00	84.94		1.57	0.49
1993	65	12.36	85.76		1.35	0.53
1994	(70.7)	15.15	82.51	1.13	0.88	0.33
1995	(73)	15.30	81.60	2.40	0.60	0.10
1996	(73)	15.70	81.70	1.60	0.85	0.15

* 単位は、いずれもパーセント。国家、カトリック教会その他各宗派の選択割合は、使途の選択を行なった納税者の中での割合を示す。また、1994年から1996年についての選択を行なった納税者の割合は、推計である。Luigi Mistò, *Il sostegno economico alla Chiesa cattolica, QDPE*, 1998 n.1 p.23, nota 21 e p.29 Tabella 8より作成。

表2 カトリック教会に係る使途指定分の分配額とその支出内訳

年度	分配すべき額	前払い分配額	調整による分配額	礼拝の必要	慈善事業	聖職者扶持
1990	584	406.0	—	73.0	53.0	280.0
1991	675	406.0	—	108.0	88.0	210.0
1992	786	406.0	—	113.0	93.0	200.0
1993	915	586.6	—	139.0	104.6	343.0
1994	1041	702.0	—	166.0	126.0	410.0
1995	996	870.2	—	285.1	195.1	390.0
1996	1079	950	1155	617.0	282.6	555.0

* 単位は、いずれも10億リラ。Luigi Mistò, *Il sostegno economico alla Chiesa cattolica*, *QDPE*, 1998 n.1 pp.27-28, Tabelle 6 e 7より作成。

(3) 現行制度に対する評価

以上のようなヴィッラ・マダーマ協約（および1985年法律第222号）が定める聖職者扶持制度に対しては、一方では、1985年法律が定める制度は「国家と聖職者との関係に劇的な変化」をもたらし、「国家が直接に聖職者に補助金を交付するのではなく、宗教の社会的役割および司牧作用を考慮して、カトリック教会の自主的な財政運営、とりわけその信者の寄附を促進」しようとするものであるという好意的な評価が存在する³⁴⁾。

まず、中央聖職者扶持機構への寄附金に係る控除制度について、確かに、この制度は、カトリック信者たる納税者に対して寄附の誘因をもたらすという点で、カトリック教会に利益を与えるものであるが、同扶持機構に対する寄附それ自体は、あくまでも信者の自発的な意思によるものである。それゆえ、この制度はカトリック教会の財政運営が信者から任意に提供された寄附金に基づいてなされることを企図するものであって、生活保障手当の補填が国家からなされていた旧制度と比較すれば、国家の非宗教性原理に反するどころか、これを促進するものであるとすら言えるのかもしれない³⁵⁾。

個人所得税における使途指定制度については、その利益を受けることができるのはカトリック教会だけではないという事実には注意する必要がある。納税者は、カトリック教会以外に、国家が行なう救援事業や文化財保護事業のほか、協定宗派についても、それぞれの協定の中でカトリック教会の場合と同様の使

途指定制度が定められていることから、それらの宗派を選択することができる³⁶⁾。それゆえ、カトリック教会が用途指定分の分配を受けるとしても、それはカトリック信者である納税者が選択した結果であって、その意味ではこの用途指定制度は信者による寄附に近いものと理解され、制度自体が非宗教性原理に反するとは考えられていないようである³⁷⁾。

ただ、そうは言っても、そもそも国家と協定を結ぶことを望まない宗派や、協定の締結を望みつつも未だそれに至っていない宗派も存在し、それらの宗派にはこの用途指定制度の利益を享受することが認められていないのであって、現行制度に対しては、宗派の平等という観点からの批判が存在する³⁸⁾。

四 公立学校における宗教教育

(1) ヴィットラ・マダーマ協約以前の制度

公立学校におけるカトリック教育の取扱いの変遷もまた、一で示したイタリア政教関係の歴史的な展開に対応している。ここでもやはり、反教権主義を背景として、カトリック教育が公立学校から排除されないまでも例外なものとした時期、国教制の下でこれが原則として必修教科とされた時期、およびヴィットラ・マダーマ協約の下で、生徒またはその両親の選択に基づいてこれが実施されている現在とに分けて考えることができよう。

イタリアの近代的学校制度は、1848年10月4日勅令第818号（ボンコンパーニ法）により初めて定められ、1859年11月13日法律第3725号（カザーティ法）により組織的に整備された。カザーティ法の内容をここで詳述する余裕はないが、同法は、初等教育について、6歳から初級2年、上級2年の4年制小学校を設置するとともに、義務教育制と教育無償制を定め³⁹⁾、カトリック教の宗教教育は必修教科であると定めていた（第315条。また、第193条および第222条も参照）。しかし、同法は、同時に、非カトリック教徒の子供に対する宗教教育の免除を認めており、それどころか、実務上、「原則としてすべての生徒に対してカトリック教の宗教教育を行ない、例外的に免除を認める」というカザーティ法の建前は、自由主義的ないし反教権主義的な時代風潮の中で、原則と例外が逆転させられ、カトリック教の宗教教育は、これを希望する児童に対

してのみ、通常の教室とは異なる教室で行なうものとされたのである⁴⁰⁾。このような実務はその後も続けられ、就学義務の強化に係る1877年7月15日法律第3961号（コピーノ法）は、カトリック教の宗教教育を「明示的に廃止しないまでも、小学校の必修教科として掲げてはいなかった」⁴¹⁾。

このような状況を一変させたのが、1922年のムッソリーニ政権の誕生である。翌1923年に公教育大臣となった哲学者ジョバンニ・ジェンティーレは、カザーティ法による教育制度の枠組みを大きく改める包括的な教育改革を行なっている⁴²⁾。そして、初等教育制度の改革に係る1923年10月1日勅令第2185号第3条は、「カトリックの伝統が認める形式に従ったキリスト教教義の教育は、各段階の初等教育の基礎及び完成である」と規定しており、カトリック教の宗教教育は、公立初等学校の必修教科として実施すべきものとされた。さらに、1929年のラテラノ協約第36条第1項は、公立学校におけるカトリック教の教育について、「イタリアは、カトリックの伝統により受け入れられた形式に従ったキリスト教教義の教育は公教育の基礎及び完成であると考え。それゆえ、現に公立初等学校でなされている宗教教育を聖座と国家との合意で定められた計画に従い中等学校でもさらに発展させることに合意する」と定めており、その結果、1923年勅令ですでに実施されていた公立初等学校におけるカトリック教の教育は、公立中等学校にも拡大されたのである⁴³⁾。

（2）ヴィッラ・マダマ協約による現行制度

（イ）総説

1984年のヴィッラ・マダマ協約第9条第2項は、「イタリア共和国は、宗教文化の価値を承認し及びカトリックの教義の諸原理がイタリア国民の歴史的財産の一部となっていることを考慮して、大学以外の各種類と各段階の国公立学校において、カトリック教の教育を学校目的の枠内で引き続き保障する。上述の教育を受けるかどうかを選択する権利は、両親の良心の自由と教育上の責任を尊重しつつも、各人に保障する。生徒及びその両親は、入学の時に、学校教育機関の求めに基づき、この権利を行使する。その選択は、いかなる形の差別の原因にもなってはならない」と定めている。

かくして、公立学校におけるカトリック宗教教育は、ヴィッラ・マダーマ協約の下でも引き続き行なわれることとなったが、ラテラノ協約の下におけるそれとは、①カトリック宗教教育を行なう根拠が、「キリスト教教義の教育は公教育の基礎及び完成である」ことではなく、宗教文化の価値の承認と「カトリックの教義の諸原理がイタリア国民の歴史的財産の一部となっていること」に求められている点、②ラテラノ協約では、宗教教育は原則として必修教科であり、例外的に非カトリック教徒には免除を認めるという制度であったのに対し、ヴィッラ・マダーマ協約では、そもそもこれを履修するかどうかが生徒または両親の選択に委ねられている点で異なっている⁴⁴⁾。

(ロ) カトリック宗教教育の実施

宗教教育の実施に係る詳細について、ヴィッラ・マダーマ協約附属議定書第5項第b号は、①各種類及び各段階の公立学校におけるカトリック教の教育の計画、②授業時間割に配置する方法を含めて、カトリック教の教育を組織する方法、③教科用図書の選定の基準、④教員の職務上の資格といった事項の決定を、公教育大臣とイタリア司教協議会との取極めに委ねている。この取極めは、1985年12月14日に締結され、「公立学校におけるカトリック教の教育に関するイタリア学校官庁とイタリア司教協議会との間の取極を施行する件」(1985年12月16日共和国大統領令第751号)として公布され、施行された。

この取極めによれば、カトリック教の教育の計画は、「イタリア司教協議会との合意を得て、公教育大臣の提案に基づく共和国大統領令により、各種類及び各段階の学校について採択する」(1.2)ものとされており、小学校を例にとれば、1987年5月4日に公教育大臣とイタリア司教協議会との間で、「初等学校におけるカトリック教の特殊で自律的な教育活動」という取極めがなされている⁴⁵⁾。実際に行なわれている具体的な教育内容は、必ずしも明らかではないが、ある報告によれば、1年生から3年生の児童に対しては、「基本的なお祈り、キリスト教の基本的な教義、福音書および旧約聖書からの簡潔なお話、主の祈りの説明など」、4年生および5年生の児童に対しては、「学校の所在地にちなんだ聖人の伝説に重点をおいた宗教の歴史、十戒や福音書の寓話にもとづいたカトリック道徳や教義、秘蹟やカトリックの儀式のいくつかの細部」が教

えられているようである⁴⁶⁾。

学校の授業時間割における宗教教育の配置については、小学校では週に2時間（1985年取極2.3）、中学校では週に1時間（2.2）が割り当てられる⁴⁷⁾。

カトリック教の教育に用いられる教科用図書は、小学校の場合、低学年（1年生および2年生）向けのものと同学年（3年生から5年生）向けのものがあるが⁴⁸⁾、1985年取極は、「カトリック教の教育のための教科用図書の採択は、宗教教員の提案に基づき、他の教科の教科用図書の選定について定めるのと同じの方法で、権限ある学校機関が決定する」（3.3）が、その教科書を学校で採用するためには、「イタリア司教協議会の支障なき旨の確認及び権限ある裁判権者の承認を受けなければならない」（3.2）ものと定めている。

最後に、教員の職務上の資格につき、ヴィッラ・マダーマ協約附属議定書第5項第a号は、大学以外の各種類と各段階の国公立学校におけるカトリック教の教育は、原則として、「教会機関が適性を認め、その合意の下に学校教育機関が任命する教員」が行なうものと定めている。これに従い、各学区又は各教育機関において宗教教員を必要とするときは、学校官庁は、これを教区司教に通知し、教区司教は、一定の学位等の教職資格を有する者であって、適性を有すると思料する者の氏名を提案する（1985年取極2.5および4）⁴⁹⁾。この教員は、「他の教員と同一の権利及び義務をもって学校機関における教員の一人となり」（2.7）、経済上の取扱いについても他の教員と同様に国家から給与の支給を受ける⁵⁰⁾。

（八）生徒または両親による選択

先に引用したとおり、ヴィッラ・マダーマ協約第9条第2項第2段は、カトリックの宗教教育を受けるかどうかを選択する権利を保障している。この権利を行使することができるのは、幼稚園、小学校および中学校の児童・生徒の場合、「両親又は民法典第147条に定める教育上の責任の履行について権限を有する者」である。これに対し、上級中等学校（日本の高等学校に相当）の生徒については、自身でこの権利を行使することが認められる（1986年6月18日法律第281号第1条第1項）。生徒またはその両親等は、この権利を毎年、学籍簿登録の時点で行使する（1984年協約第9条第2項第3段）。

この選択の実際は必ずしも明らかではないが、選択の方法については、宗教の授業を選択するかどうか、選択しない場合、その時間になにをするか（他の科目の勉強をさせるか、自由に過ごさせるか）を選択肢から選ぶ書式に記入するという方法で行なわれているようであり⁵¹⁾、公立学校に在籍している児童・生徒の90パーセント以上がカトリックの宗教教育を選択しているようである⁵²⁾。

（3）現行制度に対する評価

以上のような公立学校におけるカトリック宗教教育について、先に触れた憲法裁判所1989年4月12日判決第203号は、次のように述べて、国家の非宗教性原理に反しないと判示している。すなわち、「イタリア共和国は、まさしく非宗教的な国家形態ゆえに、①宗教文化（これには市民社会の宗教的多元性も含まれる）の形成的価値、②『イタリア国民の歴史的財産』としてのカトリック教の諸原理の習得という2段階の評価に基づいてカトリック教の教育を行なわせることができる」。なぜなら、「国家の非宗教的態度とは、人格としての国家又はその指導者の、宗教に関する無関心、敵意又は告白といった観念化された抽象的公理に應えるものではなく、市民の世俗的良心および宗教的良心の具体的な必要に仕える」ものであって、「[上記の2つの] 評価はともに、共同体としての国家の非宗教的な態度を表す」ものだからである。もちろん、「非宗教的国家は、[公立学校における宗派教育の実施によって] 憲法第19条に定める自由および憲法第30条に定める両親の教育上の責任が制限されないよう保護する義務を負う」が、ヴィッラ・マグーマ協約上、カトリック宗派教育を受けるか否かについての選択が認められ（第9条第2項第2段）、この選択はいかなる形の差別の原因にもなってはならないと定められている（同条同項第3段）、と⁵³⁾。

また、ここでも、公立学校における宗教教育が認められているのは、カトリック教会だけではないという事実を指摘することができる。協定宗派は、その宗教教育の内容（教義教育か、一般的な宗教知識教育か）こそ異なるものの、いずれの宗派も公立学校で宗教教育を実施することが認められており、協

定宗派に属する生徒または両親が希望するときは、その宗派から公立学校に教員を派遣することによって、当該宗派の宗教教育が行なわれる。

ただ、カトリックの宗教教育の場合にはその教員の給与が国家負担とされるのに対し、協定宗派の場合には、いずれの協定においても、各宗派がその費用を負担すべきものと定められており、この点で批判が存在するほか⁵⁴⁾、そもそも非協定宗派には公立学校における宗教教育の実施が認められていないことに対して批判がある点は、聖職者扶持に係る用途指定制度の場合と同じである。

おわりに

先にみたように、イタリアにおける国家の非宗教性原理は、宗教的自由と国家の宗教的中立性を内容としている。では、イタリアにおける非宗教性原理は、わが国における政教分離原則と何が違うのだろうか。なにゆえに、イタリア憲法の下では、非宗教性原理にかかわらず、聖職者扶持のための用途指定制度や公立学校における宗派教育が存在しうるのだろうか。

その理由の一つとして、イタリアにおける宗教的自由の捉え方がある。イタリアでも、宗教的自由の内容として、国家は各人の宗教活動を妨げてはならず、裁判所は公権力または私人による妨害からの保護を提供する責務を負うということが挙げられることは言うまでもない。しかし、そのような自由の消極的側面を語るだけでは十分でなく、各人が実効的に宗教活動を行なうことができる事実上の条件も考慮に入れる必要があるとされ、かくして宗教活動を実効的に可能ならしめるため積極的な措置をとるよう国家に求める権利としての「積極的自由」という考え方が説かれる⁵⁵⁾。憲法裁判所が非宗教性原理の内容として挙げる宗教的自由に、この積極的自由も含まれていることはいうまでもない⁵⁶⁾。

他方で、イタリアの現行憲法上そもそも国家の宗教的中立性は限定的なものである。憲法は、カトリック教会との協約制度（第7条第2項）を規定すると同時に、カトリック以外の宗派にも国家と協定を結ぶ途を開いているが（第8条第3項⁵⁷⁾、どの宗派と協定を結ぶかは国家の自由裁量に属するのであって、国家は、すべての宗派と協定を結ぶ義務を負っているわけではない。それゆ

え、国家の宗教的中立性は、主としてカトリック教会と協定宗派との間の中立を意味するにとどまり⁵⁸⁾、協約・協定を有する宗派とこれを有しない宗派との間には格差が残らざるをえない。

そして、先に挙げた積極的自由は、消極的自由が裁判所を通じて実現されるのとは異なり、むしろ政治部門によって実現される「自由」である⁵⁹⁾。そして、政治部門による積極的自由の保障が、主として協約・協定の締結を通じて行なわれる以上、どうしても積極的自由の保護を受けるのはカトリック教会や協定宗派に偏りがちだという傾向が生まれることになる。

以上、要するに、イタリアでは、現行憲法上、国家の宗教的中立性は主としてカトリック教会と協定宗派との間の中立を意味するにとどまり、解釈上、わが国の研究者の目には「特権」と映る制度も積極的自由の保護の一内容と理解されるがゆえに、それらの制度は、「憲法の最高原理」である国家の非宗教性原理に反しないと理解されているのである。

注

- 1) Silvio Ferrari, *Staat und Kirche in Italien*, in AA.VV., *Staat und Kirche in der Europäischen Union*, a cura di Gerhard Robbers, Nomos, 1995, p.185, 189.
- 2) この点につき、田近肇「イタリアにおけるカトリック教会の法的地位 — その原理的側面 —」岡山大学法学会雑誌54巻4号（2005年）83頁、103頁を参照。
- 3) Livio Paladin, *Diritto costituzionale* (terza edizione), CEDAM, 1998, p.649.
- 4) このほか、カトリック教会の「特権」が問題となる場面としては、教会法上の婚姻が国家法上どう取り扱われるかという問題があるが、これについては、本報告では扱わない。
- 5) Giuseppe Leziroli, *Relazioni fra Chiesa cattolica e potere politico*, G. Giappichelli, 2000, p.287.
- 6) 以上の点につき、井口文男「近代イタリアにおける政教関係」岡山大学法学会雑誌54巻4号（2005年）378頁、366頁以下、同・イタリア憲法史（有信堂、1998年）47頁以下および79頁以下をみよ。
- 7) Corte cost. 18 marzo 1957 n. 45, in *Giur. cost.*, 1957, I, 579.
- 8) Corte cost. 21 novembre 1958 n. 59, in *Giur. cost.*, 1958, I, 885.
- 9) この2つの憲法裁判所判決については、田近・前掲論文89頁を参照。
- 10) Francesco Finocchiaro, *Diritto ecclesiastico* (nona edizione), Zanichelli, 2003, p.62.

- 11) その後、セブンスデー・アドベンチスト教会（1986年12月29日協定（1988年11月22日法律第516号））、神の集会（1986年12月29日協定（1988年11月22日法律第517号））、ユダヤ教連合（1987年2月27日協定（1989年3月8日法律第101号））、福音主義バプチスト連合（1993年3月29日協定（1995年4月12日法律第116号））、福音主義ルター派教会（1993年4月20日協定（1995年11月29日法律第520号））、イタリア・エホバの証人（2000年3月20日協定（協定承認法律未制定））、イタリア仏教連合（2000年3月20日協定（協定承認法律未制定））との間で協定が締結されている。また、このほか、末日聖徒イエス・キリスト教会、イタリア使徒教会、イタリア・ギリシャ正教聖大主教管区及び南ヨーロッパ管区、イタリア・ヒンドゥー教連合とも協定締結の交渉が進められているようである。
- 12) Maria Elisabetta de Franciscis, *Italy and the Vatican*, Peter Lang, 1989, p.113.
- 13) Corte cost. 12 aprile 1989 n.203, in *Giur. cost.*, 1989, I, 890.
- 14) Sergio Lariccia, Laicità dello Stato e democrazia pluralista in Italia, in AA.VV., *Il principio di laicità nello Stato democratico*, a cura e con introduzione di Mario Tedeschi, Rubbettino, 1996, p.143, 153は、「当時、[この判決に対して] 熱狂的な同意が表明された」と述べる。
- 15) Francesco Finocchiaro, La Repubblica italiana non è uno Stato laico, in *Dir.eccl.*, 1997, I, p.11.
- 16) Luciano Musselli, Insegnamento della religione cattolica e tutela della libertà religiosa, in *Giur. cost.*, 1989, I, p.908.
- 17) Musselli, *ibidem*.
- 18) 先に引用した論者も、「非宗教性」原理の語に代えて、「自由と中立性」原理の語を用いることを提唱している。Finocchiaro, *Diritto ecclesiastico*, op.cit., p.46.
- 19) Musselli, op.cit., p.908.
- 20) Lariccia, Laicità dello Stato, op.cit., p.156.
- 21) Antonio Vitale, *Corso di diritto ecclesiastico* (nona edizione), Giuffrè, 1998, pp.30ss.
- 22) Vitale, op.cit., p.34. V. anche Lariccia, Laicità dello Stato, op.cit., p.156.
- 23) 原語は"beneficio ecclesiastico"であり、ルイジ・チヴィスカ訳・カトリック教会法典（有斐閣、1962年）は「教会禄」の訳語を用いているが、「聖職禄」の語の方が一般的と思われるので、そのように訳した。
- 24) Finocchiaro, *Diritto ecclesiastico*, op.cit., p.322; Lariccia, *Diritto ecclesiastico* (terza edizione), CEDAM, 1986, p.226.
- 25) その後、いわゆる宗務行政は内務省の所管に移され（1932年7月20日勅令第884号）、内務大臣の下に宗務総局（Direzione generale degli affari di culto）

と並んで、礼拝基金及びローマ市宗教慈善基金総局 (Direzione generale del fondo per il culto e del fondo di religione e di beneficenza per la città di Roma) が置かれている (1933年9月28日委任勅令第1281号)。なお、この2つの総局は、1977年7月24日共和国大統領令第617号により宗務総局に統合された。

- 26) この点については、井口・前掲論文358頁をみよ。
 27) 「宗教金庫」については、井口・前掲論文359頁の1855年5月29日法律第878号 (カヴール・ラタッツィ法) の説明をみよ。
 28) 但し、第一次世界大戦が始まった頃から、協力分担金からの収入だけでは十分な資金を確保できなくなり、結局、不足分を国家が負担せざるをえなくなった。
 29) V. de Franciscis, op.cit., p.146.
 30) この議定書は、1985年5月20日法律第206号により、国家において批准された。
 31) この教区司教の命令は教会法上の措置であるが、これを内務大臣が受領してから60日以内に定められ、官報に掲載される内務大臣令により国家法上の効力が与えられた (1985年法律第28条第3項、第22条)。

なお、旧聖職禄財産には、礼拝施設、司教館、祭式者会の建物等も含まれていたが、これらは、一旦、教区聖職者扶持機構に継承された (同法第28条第4項) 後、さらにその所有権が教区、小教区及び廃止されない祭式者会に移転させられた (同法第29条第4項)。

- 32) 原語は"quota"であって、本来は金銭の「割当て」を意味する語にすぎないが、ここでは意味を汲んで本文のように訳した。
 33) 表2については、多少、説明が必要かもしれない。使途指定分の分配は、納税者の選択に基づいて算定される「分配すべき金額」のすべてが当該選択の年度に一度に分配されるわけではなく、3年前の納税者の選択に基づいて算定した金額を暫定的に前払いしたうえで、当該年度の「分配すべき金額」と「前払い分配額」との差額を3年後に調整するというやり方が採られている (1985年法律第47条第4項および第5項)。それゆえ、1990年度から1992年度については、従来国家が支給してきた生活保障手当てに相当する金額 (約4060億リラ) が、1993年度については納税者が1990年度にした選択に基づいて算定した金額 (約5866億リラ) が前払いされている。1990年度から1992年度までに生じた差額は1996年度に調整すべきとされ、1993年度に生じた差額は3年後に調整されるので、結果として、1996年度には、1996年度分の前払い金額 (9500億リラ) に加えて、1990年度から1993年度までに生じた差額の調整に基づく金額 (約1兆1550億リラ) も分配されている。
 34) de Franciscis, op.cit., p.146 e p.160.
 35) さらに、宗教団体に対してなした寄附金の控除制度は、政教分離原則を採る国家でも行なわれている制度である点にも注意せよ。アメリカ合衆国における連邦

個人所得税上の寄附控除制度については、内国歳入法典第170条 (a) (1) を、州個人所得税上のそれについては、例えばカリフォルニア州歳入租税法典第17201条をみよ。詳細については、田近肇「アメリカの宗教法人税制の検討 — 憲法の視点から —」宗教法第21号 (2002年) 231頁、234頁を参照されたい。

- 36) ワルドー派と注 (11) に掲げた協定承認法律制定済の宗派を合わせた8つの協定宗派のうち、福音主義バプチスト連合を除いた7つの宗派には、この用途指定分の分配が認められている。但し、それぞれの協定宗派のうち、ワルドー派については1993年10月5日法律第409号を、ユダヤ教連合については1996年12月20日法律第638号をみよ。

なお、納税者がそれぞれの宗派を選択した場合の用途については、国内外における社会的事業や人道的活動などを挙げ、聖職者の扶持を掲げない例が多い。ただ、福音主義ルター派教会との協定には、「聖務者 (ministro di culto) の扶持並びに礼拝上及び伝道上の特別な必要のため」に、分配された金銭を用いることができる旨が規定されている (1995年11月29日法律第520号第27条)。

- 37) 但し、選択を明らかにしなかった納税者に係る用途指定分を、選択を明示した納税者の割合に応じて分配するという制度 (1985年法律第47条第3項) に対しては、厳しい批判がなされている。Vitale, op.cit., p.335; Ferrari, op.cit., p.201.

- 38) Lariccia, *Laicità dello Stato*, op.cit., p.164.

- 39) カザーティ法が定める制度につき詳細は、井口・前掲書65頁、前之園幸一郎「イタリアにおける国家統一と教育 — カザーティ法の成立を中心として —」教育学研究32巻1号 (1965年) 1頁、3頁および梅根悟監修＝世界教育史研究会編・世界教育史大系13イタリア・スイス教育史 (講談社、1977年) 165頁 (小林虎五郎執筆) をみよ。

- 40) Finocchiaro, *Diritto ecclesiastico*, op.cit., p.426; Lariccia, *Diritto ecclesiastico*, op.cit., p.16; Leziroli, op.cit., p.284.

- 41) Lariccia, *Diritto ecclesiastico*, op.cit., p.23.

- 42) ジェンティーレ改革の詳細については、梅根監修・前掲書238頁以下をみよ。

- 43) なお、カトリック以外の宗派の信者について、認容宗派法第6条は、「両親又はこれに代わる者は、その子どもが公立学校における宗教教育の授業への出席から免除されるよう求めることができる」と、免除を認めている。また、1930年2月28日勅令第289号 (認容宗派法施行令) 第23条第1項もみよ。

- 44) また、公立の幼稚園および小学校における宗教教育が協約で定められたのは、ヴィッラ・マダーマ協約が初めてである。公立小学校における宗教教育についても、ラテラノ協約は直接には定めていなかった。

- 45) 1987年5月8日共和国大統領令第204号。また、公立の幼稚園、上級中等学校、中学校におけるカトリック教の教育については、それぞれ、1986年6月24日共和

国大統領令第539号、1987年7月21日共和国大統領令第339号、1987年7月21日共和国大統領令第350号をみよ。

- 46) 辻昌宏「イタリアの初等教育 — 歴史と現状 —」明治大学人文科学論集46=47号 (1999年) 23頁、28頁。
- 47) Ferrari, op.cit., p.195.
- 48) 小学校向けの教科用図書につき、「初等学校におけるカトリック教の教育のための教科用図書の編集に係る規範及び注意」(1988年2月26日共和国大統領令第161号)をみよ。
- 49) 但し、幼稚園及び小学校における宗教教育については、教会機関が適性を認め、これを行なう用意のある学級担任教員が行なうことができる(附属議定書第5項第a号第2段、1985年取極2.6)。
- 50) Ferrari, op.cit., p.195.
- 51) 辻・前掲論文28頁。
- 52) Ferrari, op.cit., p.185.
- 53) V. anche Corte cost. 14 gennaio 1991 n.13, in *Giur. cost.*, 1991, I, 77.
- 54) Ferrari, op.cit., p.197. 但し、協定宗派の側が宗教教員の給与の国家負担を拒否している場合もある。
- 55) Vitale, op.cit., pp.79ss.
- 56) 実際、憲法裁判所は、1993年4月27日判決第195号において、「礼拝の実践 (esercizio di culto) は宗教的自由の本質的要素」であり、「礼拝の実践を容易にすること」は国家の責務であると述べている。Corte cost. 27 aprile 1993 n.195, in *Giur. cost.*, 1993, I, 1324.
- 57) 協約・協定の制度は、サンティ・ロマーノに由来する法秩序体観念の帰結であって、これ自体が「特権」的な制度だとは考えられていない。この点について、田近・前掲論文92頁以下をみよ。
- 58) カトリック教会と協定宗派の間ですら、宗教教育の教員給与の負担について格差が存在し、これに対する批判があることは、すでに触れた。
- 59) Vitale, op.cit., p.81. この意味では、イタリアにおける積極的自由の議論は、アメリカやわが国で主張される「立法上の配慮 (legislative accommodation)」の議論と類似する。しかし、積極的自由の主張が「負担の除去」だけでなく、一定の給付請求権も内容としている点で両者の間には違いが存する。

資料：イタリア宗教関係法令集

イタリアの法令は、他の国の法令と比べ、日本国内では参照が容易でないことが少なくないので、読者の便宜のため、本文中で引用した法令のうち、邦訳が存在しないものについて、資料として試訳を付した。なお、本文中で引用した法令のうち、邦訳が存在するものについては、末尾に出典を掲げた。

1859年11月13日法律第3725号（カザーティ法）（抄）

第3編 古典中等教育

第1章 中等教育の段階及び目的

第193条 宗教教育は、規則で定める規範に従い公教育大臣が各教育施設に任命する指導司祭が行う。

第4章 生徒、試験及び懲罰

第222条 ジンナジオにおいても、リチェオにおいても、課程の履修は、すべての生徒にとって義務である。但し、カトリック以外の生徒又はその父親若しくは法定代理人が宗教教育を私的に行う旨を届け出た生徒は、宗教教育を受けること及びこれに関連した儀式に列席することを免除する。

② この届出は、当該教育施設の長又は指導司祭に対し、書面で且つ自署を付してなさなければならない。

第5編 初等教育

第1章 教育の内容及び義務

第315条 初等教育は、下級初等教育及び上級初等教育の2つの段階から成る。

② 下級段階の教育は、宗教教育、文字の読み書き、初等数学、イタリア語、メートル法の初歩的知識を含む。

③ 上級段階の教育は、下級段階の教科の発展的内容に加え、作文、習字、簿記、初級地理、国史上の著名な事実、日常生活で利用される物理学及び自然学の知識を含む。[第4項、省略]

第6章 最終規定

第374条 [第1項、省略]

② 公立初等学校の児童であつて、その両親が自ら宗教教育を行うことを届け出た者は、宗教の授業を履修すること及びこれに関連した儀式に列席することを免除する。

③ 寛容に取り扱われる宗派に属する児童の初等教育に特に充てられる学校の宗教教育は、これまで行われてきた通りとする。

1866年7月7日国王代行命令第3036号（抄）

第25条 礼拝基金は、この法律により帰属することになる収入及び財産並びに既存の法律により宗教基金に譲渡され又は礼拝の役務若しくは支出のために一般的に充当された収入及び財産から構成される。

第31条 維持された宗教団体及び法人並びに廃止された団体が今日有する財産及び手当てに対し、礼拝基金のために次の割合で分担金を課すものとする。

1) 教区聖職禄 種類を問わず純収入又は2000リラを超える収入について、5000リラまでは、5パーセント、5000リラから1万リラまでは、12パーセント、これを超える収入については20パーセント。[以下、省略]

聖座とイタリアとの間の1929年2月11日の政教条約（ラテラノ条約）（抄）

第1条 イタリアは、使徒伝承のローマのカトリック教は国の唯一の宗教であるという、1848年3月4日の王国憲章第1条が確立した原則を承認し、確認する。

聖座とイタリアとの間の1929年2月11日の政教協約（ラテラノ協約）（抄）

第29条 [第1項、省略]

② 今後、本協約の両当事者間では以下の通り決定する。

[第a号から第g号まで、省略]

h) [第1段、省略]

1867年8月15日法律第3848号第18条により課される30パーセントの臨時税、1866年7月7日法律第3036号第31条及び1867年8月15日法律第3848号第20条に定める協力分担金 [中略] は廃止し、将来、カトリック教会の財産に対して特別税を設けることも引き続き否定する。[以下、省略]

第30条 [第1項および第2項、省略]

③ イタリア国家は、新たな合意によって異なる定めがなされない限り、教会聖職禄収入に相当する手当てをその実質価値を下回らない現行法所定の金額で支給することにより、聖職禄収入の不足を引き続き補うものとする。[以下、省略]

第36条 イタリアは、カトリックの伝統により受け入れられた形式に従ったキリスト教教義の教育は公教育の基礎及び完成であると考え。それゆえ、現に公立初等学校でなされている宗教教育を聖座と国家との合意で定められた計画に従い中等学校でもさらに発展させることに合意する。[第2項以下、省略]

イタリアにおける教会法人及び教会財産並びに教区で奉仕するカトリック聖職者の扶持に関する諸規定（1985年5月20日法律第222号）（抄）

第21条 1986年9月30日までに、教区司教の命令により、すべての教区に、教会法典第1274条が定める聖職者扶持機構を設立する。[第2項、省略]

③ イタリア司教協議会は、第1項の期限までに、前各項に定める機構の資金を補完するための中央聖職者扶持機構を設立する。

第22条 中央聖職者扶持機構その他の聖職者扶持機構は、国家法上認可された教会法人の資格を付与する内務大臣令が官報に掲載された日から国家法上の法人格を取得する。[第2項および第3項、省略]

第24条 1987年1月1日から、すべての扶持機構は、定款に従い、イタリア司教協議会が定期的に定める方法で、教区のために奉仕を行う聖職者の生計及び品位を維持するための扶持を行う。[第1項但書および第2項、省略]

③ この奉仕を行う司祭は、第33条第a号及び第34条第1項に定める法人から、その各条が支給すべきとしている限りで、本条第1項に定める方法で自己の生計維持のための報酬を受ける権利を有する。

第28条 名称を問わず、教区に存在する司教生計資産、祭式者会聖職禄、主任司祭禄又は助任司祭禄は、各扶持機構を設立する教区司教の命令により当然に消滅し、その財産は、この扶持機構に適法に移転する。1917年の教会法典第1473条により聖職禄受給者が有する権利は、消滅する。[第2項および第3項、省略]

④ この扶持機構は、消滅した聖職禄を、その積極財産及び消極財産のすべてについて継承する。

第33条 第24条に定める司祭は、教区聖職者扶持機構に対し、毎年、次に掲げる事項を通知する。

a) 司祭評議会の意見を聴取して教区司教が定める規範に従い司牧を務める教会法人から受け取った報酬 [第b号、省略]

第34条 この扶持機構は、各司祭について第33条に従い受領した文書を認証する。同条に定める収入額が第24条に従いイタリア司教協議会が定める額に達しないときは、この扶持機構は、報酬の補填を定め、関係者に通知する。[第2項から第4項まで、省略]

第40条 中央聖職者扶持機構の収入は、主として第46条に従い払い込まれる寄附金と第41条第2項に定める金額とで構成する。

第41条 イタリア司教協議会は、毎年、第48条が定める目的の範囲でのみ、第47条に従い受領した金額の用途を決定する。

② イタリア司教協議会が聖職者の扶持に充てた金額は、中央扶持機構に移転する。

第46条 自然人は、1989租税年度から、イタリアカトリック教会の中央聖職者扶持機構のために現金で行った寄附を、その総所得から1032.91ユーロまで控除することができる。[第2項、省略]

第47条 [第1項、省略]

② 1990年度から、年次申告に基づいて当局が算定した個人所得税の0.8パーセントに等しい額は、その一部を国家が直接に行う社会的利益又は人道的性格を有する目的

のために、またその一部をカトリック教会が直接に行う宗教的性格を有する目的のために充てる。

- ③ 前項所定の使途は、年次所得申告において納税者が明示した選択に基づいて決定する。選択を明示しなかった納税者に係る使途指定分の使途は、明示された選択の割合に応じて定める。
- ④ 1990会計年度、1991会計年度及び1992会計年度については、国家は、第50条に従い、1989年にイタリア司教協議会に給付したのと同額を各年の3月中にイタリア司教協議会に前払いする。但し、1996年の6月中に総調整を行う。
- ⑤ 1993会計年度からは、国家は、3年前の租税年度に係るカトリック教会への使途指定の年次申告に基づいて各税務署が査定した額により計算した額を6月中にイタリア司教協議会に前払いする。但し、3年後の租税年度の1月中に調整を行う。

第48条 第47条第2項に定める金額について、国家は、世界の飢餓、自然災害、難民救援又は文化財保護のための臨時措置のために用いることができ、カトリック教会は、国民の礼拝の必要、聖職者の扶持又は国民共同体若しくは第三世界諸国のための慈善措置のために用いることができる。

公立学校におけるカトリック教の教育に関するイタリア学校官庁とイタリア司教協議会との間の取極（1985年12月14日取極。1985年12月16日共和国大統領令第751号により施行）（抄）

1. カトリック教の教育の計画 [1.1. 省略]
- 1.2. カトリック教の教育の計画は、イタリア司教協議会との合意を得て、公教育大臣の提案に基づく共和国大統領令により、各種類及び各段階の学校について採択する。
2. カトリック教の教育を組織する方法 [2.1. 省略]
- 2.2. 中学校（芸術学校及び芸術教育機関を含む。）の第1学年及び第2学年においては、カトリック教の教育は、1週間の時間割の枠内で、現に効力を有する教育規則が定める授業時間をこれに割り当てることにより組織する。
この授業時間の配置は、学校ごと及び学級ごとに、日及び週におけるさまざまな科目の均衡ある配置に係る通常の基準に従い、職員会議の提案に基づき教育機関の長が行う。
- 2.3. 小学校においては、1985年2月12日共和国大統領令第104号で宗教的価値に関して定めるところに従い、第1項に定める計画に従ったカトリック教の特別かつ自律的な教育活動を組織する。
この教育は、全体として、週に2時間を割り当てる。[2.4. 省略]
- 2.5. カトリック教の教育は、教区司教が承認した適性を有しかつ教区司教によりこれが撤回されていない教員であって、教区司教との取極に基づき、国家規範に従って権限ある学校官庁が任命する者が行う。

各教員の任命に関する取極めを行うため、教区司教は、各学区又は各教育機関における教育に係る必要（時間割に関するものも含む。）の通知を学校官庁から受けたときは、第4項に定める教職資格を有する者であって、適性を有すると思料する者の氏名を提案する。

2.6. 附属議定書第5項第a号第2段の定めに従い、幼稚園及び小学校では、各学区において、学校官庁は、教区司教の意見を聴取して、カトリック教の教育を、適性を承認され、これを行う用意のある学級担任教員に委ねることができる。この学級担任教員は、学年が始まる前に、この用意を撤回することができる。

3. 教科用図書選定の基準 [3.1. 省略]

3.2. カトリック教の教育のための教科用図書を学校で採択するためには、イタリア司教協議会の支障なき旨の確認及び権限ある裁治権者の承認を受けなければならない。教科用図書は、この確認及び承認を受けたことを記載しなければならない。

3.3. カトリック教の教育のための教科用図書の採択は、宗教教員の提案に基づき、他の教科の教科用図書の選定について定めるのと同じの方法で、権限ある学校機関が決定する。

本文中に引用した法令の邦訳一覧

サルデーニャ王国基本憲章（アルベルト憲章。1848年3月4日）

憲法調査会事務局・憲資総52号 イタリア憲法のあゆみ（1961年）63頁以下（野村敬造訳）

ソフォ・ボルゲーゼ（岡部史朗訳）・イタリア憲法入門（有斐閣、1969年）176頁以下

アレッサンドロ・パーチェ（井口文男訳）・憲法の硬性と軟性（有信堂、2003年）155頁以下

イタリア共和国憲法（1947年12月27日）

樋口陽一＝吉田善明・世界憲法集〔第4版〕（三省堂、2001年）158頁（井口文男訳）

阿部照哉＝畑博行・世界の憲法集〔第3版〕（有信堂、2005年）21頁（阿部照哉訳）

聖座とイタリアとの間の1984年2月18日協約（ヴィッラ・マダーマ協約）

参議院憲法調査会事務局・参憲資料第15号 結社・宗教の自由と団体法制に関する主要国の制度——ヨーロッパの場合を中心に——（2003年）51頁以下

1917年教会法典

ルイジ・チヴィスカ訳・カトリック教会法典（有斐閣、1962年）

1983年教会法典

日本カトリック司教協議会教会行政法制委員会訳・カトリック新教会法典（有斐閣、1992年）